

加古川市児童クラブの実習負担金徴収要綱

平成31年4月1日

教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市児童クラブにおける実習生の実習負担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入義務者)

第2条 実習負担金の納入義務者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は保育士、保育教諭若しくは幼稚園教諭の養成を目的とする養成所（以下「養成機関等」という。）の長とする。

(実習負担金)

第3条 実習負担金の額は、実習生1人につき1日1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、特別の事情によりこの額により難しいときは、市長と養成機関等の長が協議のうえ、これを定めることができる。

(実習負担金の徴収)

第4条 実習負担金は、実習期間終了後又は実習の取り消しがあった場合は取り消し後の1ヶ月以内に、市長が養成機関等の長に対し様式第1号により請求する。

2 前項の請求を受けた養成機関等の長は、市長が指定する期日までに実習負担金を納付しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

様

加古川市長

実習負担金請求書

加古川市児童クラブの実習負担金徴収要綱第4条第1項に基づき、下記実習負担金を請求いたします。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 請求額の内訳

実習期間 _____ 年 月 日から _____ 月 日までの 日間
にかかる実習負担額

日額 1,000 円 × _____ 人 × _____ 日間 = _____ 円

3 納付期限 _____ 年 月 日

以上